

〈医師用〉

## 意見書

明光保育園長様

クラス名 \_\_\_\_\_

園児名前 \_\_\_\_\_

病名『 \_\_\_\_\_

』が治癒（症状回復）し、

保育園における集団生活には支障がなく、登園可能と認めます。

\_\_\_\_\_年 月 日

医療機関名 \_\_\_\_\_

医師名前 \_\_\_\_\_

印

## ○医師の意見書が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹(はしか)	発症1日前から発疹出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること。
インフルエンザ	症状がある期間 (発症前24時間から、発症後3日程度までが最も感染力が強い)	①発熱、咳、鼻水、鼻づまり、下痢、嘔吐などの「風邪症状」や体調不良がなくなった日の翌日から3日を経過していること。
新型コロナウイルス感染症	発症2日前から、発症後7～10日間程度程度 (この期間のうち、発症直前・直後に特にウイルス排出量が高く、感染力も高い)	②感染が確認された日(医療機関の診断日)の翌日から5日を経過していること。 ③医師の意見書(登園可能)を提出していること。 ※同居の家族等が感染した場合 ①感染した同居の家族が、①、②の両方の条件を満たしていること ②感染した同居の家族の感染が確認された日の翌日から5日を経過していること。 ③同居の家族等の中に発熱、咳、鼻水、鼻づまり、下痢、嘔吐などの「かぜ症状」、体調不良がある者がいないこと。
風疹	発疹出現の7日前から7日間くらい	
水痘 (水ぼうそう)	発疹出現1～2日前から痂皮(かさぶた)形成まで	全ての発疹が痂皮(かさぶた)化していること。
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ、全身状態が良好になっていること。
結核		医師により感染の恐れがないと認められていること。
咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること。
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること。
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後、3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること、又は、適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること。
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111等)	不明確	医師により、感染のおそれがないと認められていること。 (無症状病原体保有者の場合、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能。)
急性出血性結膜炎	不明確	医師により感染の恐れがないと認められていること。
髄膜炎菌性髄膜炎 (髄膜炎菌性髄膜炎)	不明確	医師により感染の恐れがないと認められていること。

※保育園からのお願ひ 別紙8 (「学校保健安全法施行規則」第18条参照)

※かかりつけの医師に記入してもらい、提出してください。